

7104 海外旅行者の携帯品の免税範囲

海外旅行者の携帯品又は別送品のうち、個人的に使用すると認められるもの限り、入国者一人当たりの免税の範囲は次のとおりです。

- (1) 酒類は1本760ml程度のものが3本まで免税です。
- (2) たばこは、紙巻たばこ400本、又は葉巻たばこ100本、加熱式たばこ個装等20箱、又はその他のたばこ500gまで免税です。
ただし、2種類以上のたばこがある場合は、総数量が500gを超えない範囲で免税となります。
※なお、2021年10月1日より、紙巻たばこ200本、又は葉巻たばこ50本、加熱式たばこ個装等10箱、又はその他のたばこ250gまで免税となります。
- (3) 香水は、2オンス（約56ml）まで免税です。
- (4) その他の品目は、海外市価の合計額が20万円までの物品が免税で輸入できます。
この場合、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは、原則として免税扱いとなり、20万円の免税枠の計算に含める必要はありません。
- (5) 米について免税の適用を受ける場合には、地方農政事務所等で確認を受けた「米穀の輸入に関する届出書」（税関提出用）を税関に提出することで免税となります（年間100kgの範囲内）。
- (6) 未成年者の場合は「酒類」と「たばこ」は免税になりません。
- (7) 6才未満のお子様については、おもちゃなど明らかにお子様本人の使用と認められるもの以外は免税になりません。

(参考)

免税の範囲

(成人一人当たり)

品名	数量又は価格	備考	
酒類	3本	1本760ml程度のもの	
たばこ	紙巻たばこのみ の場合	400本	<p>2018年10月1日より、たばこの免税範囲が変更され、居住者と非居住者及び日本製、外国製の区別がなくなりました。</p> <p>【加熱式たばこの免税数量の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アイコス」(IQOS)の場合：400本 ・「グロー」(glo)の場合：400本 ・「プルーム・テック」(Ploom TECH)の場合：100個 <p>なお、2021年10月1日からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻たばこ200本 ・葉巻たばこ50本 ・加熱式たばこ個装等10箱 ・その他のたばこ250g <p>となります。</p>
	「加熱式たばこ」のみ の場合	個装等20個 ※1箱あたりの数量は、紙巻たばこ20本に相当する量	
	葉巻たばこのみ の場合	100本	
	その他の場合	500g	
香水	2オンス	1オンスは約28ml	
その他のもの	20万円(これらの品物の海外市価の合計額)	<p>(1) 合計額が20万円を超える場合には、20万円以内に納まる品物が免税になり、その残りの品物に課税されます。税関は、旅行者の皆さんに有利になるように、免税となる品目を選択の上、課税します。</p> <p>(2) 1個で20万円を超える品物、例えば、25万円のバッグは、25万円の全額について課税されます。</p> <p>(3) 1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のもの、例えば1本3,000円のネクタイ3本は免税扱いとなり、左記の20万円の免税枠の計算に含める必要はありません。</p>	

(注)「海外市価」とは、外国における通常の小売購入価格をいいます。

なお、円貨換算は「入国の日の属する週の前々週の平均レート」として税関長が公示したレートにより行われます。

(関税定率法第 14 条、関税定率法施行令第 13 条の 6、関税定率法施行規則第 2 条の 4、関税定率法基本通達 14-11)